

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年1月12日（令和6年（行個）諮問第7号）

答申日：令和7年3月19日（令和6年度（行個）答申第198号）

事件名：本人の行った再審査請求に係る審査資料集等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月6日付け厚生労働省発基1006第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されていることから、その内容は記載しない。

黒塗りで解らないので。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年9月13日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、「令和4年特定番号の再審査請求に関し、労働保険審査会が保有する書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、令和5年10月6日付け厚生労働省発基1006第1号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同月18日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が再審査請求人として令和4年特定月日に再審査請求を行った事案に関し、労働保険審査会が保有する書類一式に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号15、18、19の①から④、⑥及び⑦、⑬から⑮、⑱の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号19の⑤、⑧及び⑯から⑱の不開示部分は、特定医院の印影及び口座情報である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該医院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、口座情報（銀行名、支店名、名義人、預金種目、口座番号）は、医院の経理に関する内部管理に属する情報であり、公開されることにより、当該医院の事業運営に不利益を与えるおそれがあることから、法78条1項3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号19の⑨から⑫及び⑰の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念されること、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。また、これらの情報は、労働保険審査会が審理を行うため収集した情報である。したがって、開示することにより、労働保険審査会における審理及び事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

あることから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 1 月 12 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月 24 日 審議
- ④ 同年 4 月 26 日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年 10 月 10 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和 7 年 3 月 12 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法 76 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 78 条 1 項 2 号、3 号イ、5 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分が妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表の通番 1 及び通番 2 の不開示部分に記載された情報について、審査請求人以外の個人情報であるため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該部分は、審査請求人以外の労働保険再審査請求事件に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報が含まれているとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないので、不開示としたことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の 4 欄に掲げる部分）

ア 通番 3 ないし通番 11、通番 19、通番 23、通番 30 及び通番 31 のうち、別表の 4 欄に掲げる不開示部分

(ア) 当該部分のうち、(i) 通番 3 ないし通番 11 の部分は、「第三

者行為災害届」、「交通事故証明書」、「第三者行為災害報告書（調査書）」及び保険会社の作成した文書に記載された審査請求人以外の者の郵便番号、住所、生年月日、電話番号、自賠責保険の証明書番号等である。また、（ii）通番19、通番30及び通番31は、特定医院Cで作成され審査請求人に手交された預り証に押印された各担当者の印影であり、通番23は、特定医院Gの特定医師の氏名である。

これらの部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

（イ）次に、法78条1項2号ただし書該当性について検討する。

a 上記（ア）の（i）について

「第三者行為災害届」は、審査請求人が特定労働基準監督署に提出した書類であり、「交通事故証明書」は、自働車安全運転センターが審査請求人に証明した情報である。また、「第三者行為災害報告書（調査書）」及び保険会社の作成した文書の情報の一部は、「第三者行為災害届」及び「交通事故証明書」に記載された情報であり、審査請求人が知り得る情報であり、法78条1項2号ただし書イに該当する。

b 上記（ア）の（ii）について

通番19、通番30及び通番31は、審査請求人が特定医院B及び特定医院Cから預り証等として取得した書類に記載されている当該特定医院の担当者の印影であり、審査請求人が知り得る情報である。また、通番23は、特定医院Bの特定医師から診療情報提供書（紹介状）を受け、審査請求人の担当医師になったと推認される特定医院Gの特定医師の氏名であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これらの部分は、法78条1項2号ただし書イに該当する。

（ウ）したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番29の不開示部分

通番29は、特定医院Bから特定医院Gへの診療情報提供書（紹介状）に記載された審査請求人の症状経過に係る情報の一部である。

当該部分は、原処分において開示されている労働保険審査会の裁決書で引用されている情報と同一であり、審査請求人が知り得る情報であると認められるから、諮問庁が上記第3の3（2）ウで説明する、当該部分を開示することにより、労働保険審査会における審理及び事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認めら

れない。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分）

ア 法 7 8 条 1 項 2 号該当性

通番 4 の不開示部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）及び通番 1 2 ないし通番 1 4 の不開示部分は、「第三者行為災害報告書（調査書）」に記載された審査請求人以外の者の自宅の電話番号、免許証番号及び印影である。通番 1 5 及び通番 1 6 の不開示部分は、保険会社の作成した文書に記載された審査請求人以外の者の印影及び保険会社事故番号である。通番 1 7 ないし通番 2 1 及び通番 3 2 の不開示部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）は、特定労働基準監督署に提出された、特定医院 C で作成された文書に押印された医院の各担当者の印影である。通番 2 4 は、特定医院 B の医師の印影である。

当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち、印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その印影まで開示する慣行があるとは認められない。その余の部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 法 7 8 条 1 項 2 号、3 号イ及び 5 号該当性

通番 3 5 の不開示部分は、特定医院 B の特定医師の印影である。当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その印影まで開示する慣行があるとは認められない。

このため、当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号に該当し、同項 3 号イ及び 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 法 7 8 条 1 項 3 号イ及び 5 号該当性

通番 3 3 及び通番 3 4 の不開示部分は、特定医院 B に係る振込先の銀行の口座番号等であり、一般に公にしていけない内部情報である。これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当し、同項 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 法 7 8 条 1 項 3 号イ該当性

通番 2 2 及び通番 2 5 の不開示部分は、特定医院 G 及び特定医院 B の法人としての印影である。当該印影は、書類の真正を示す、認証的な機能を有する性質のものであり、これを開示すると、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 法 7 8 条 1 項 7 号柱書き該当性

通番 2 6 ないし通番 2 8 及び通番 3 6 の不開示部分は、特定医院 B から特定労働基準監督署に提出された医師の意見書に記載された主治医の意見等であり、通番 2 9 の不開示部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）は、特定医院 B から特定医院 G への診療情報提供書（紹介状）に記載された審査請求人の症状経過に係る情報の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者からの批判等を恐れ、医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述や意見を行うことをちゅうちょし、労災給付請求に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 その他について

審査請求人は、本件対象保有個人情報に係る労災保険不支給処分について、特定労働局長に対し関連する資料の開示請求を行っており、当該開示請求に対する原処分が行われた後、審査請求が行われている（以下「別件審査請求」という。）。当審査会において、別件審査請求の対象保有個人情報を見分したところ、本件対象個人情報と同一の文書がみられた。そのうち、本件の原処分で不開示とされている、医師の意見書等の一部については、別件審査請求の原処分においては既に開示されており、審査請求人が知り得る情報となっていることが認められる。諮問庁において、本件に係る裁決を行う際には、別件審査請求に対する令和 6 年度（行個）答申第

197号を受けたその後の検討を踏まえた上で、開示部分について改めて検討し、適切に対応を行うことが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条1項2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号、文書名及び頁			2 不開示とした部分及びその理由等		3 通番	4 2 欄のうち開示すべき部分
			該当箇所	法 7 8 条 1 項各号 該当性		
1	労働保険再審査請求書提出時の封筒 (令和 4 年 7 月 6 日消印) (令和 4 年労第 2 5 4 号)	—	不開示部分なし	—	—	—
2	令和 4 年 7 月 1 1 日付け労保会収第 2 5 4 号「労働保険再審査請求書の受付について(通知)」(令和 4 年労第 2 5 4 号)	—	不開示部分なし	—	—	—
3	令和 4 年 7 月 1 1 日付け事務連絡 「労働保険再審査請求に係る関係資料の送付依頼について」(令和 4 年労第 2 5 4 号)	—	不開示部分なし	—	—	—
4	令和 4 年 7 月 1 2 日受付事務連絡 「令和 4 年 7 月 1 1 日付け事務連絡でご指示のありました、下記の労働保険再審査請求事案に係る関係資料を、別添のとおり送付致します。」 (令和 4 年労第 2	—	不開示部分なし	—	—	—

	5 4 号)					
5	令和4年7月29日付け労保会収第254号「受理通知及び審査関係書類の送付依頼について（第5合議体）」（令和4年労第254号）	—	不開示部分なし	—	—	—
6	令和4年8月18日受付労保会収第254号「再審査請求に係る意見書及び証拠書類の提出について」（令和4年労第254号）	—	不開示部分なし	—	—	—
7	令和4年8月18日受付労保会収第254号「再審査請求事件に係る関係資料の送付について」（令和4年労第254号）	—	不開示部分なし	—	—	—
8	令和4年9月30日付け労保会収第254号「審理の期日及び場所について（通知）」（本人分）（令和4年労第254号）	3、1 6、28	開示請求者以外の個人情報のため非該当とした部分	—	1	—

9	令和4年10月21日付け労保会収第254号「審理の期日及び場所について（通知）」（本人分）（令和4年労第254号）	1	開示請求者以外の個人情報のため非該当とした部分	—	2	—
10	令和4年10月26日受付労保会収第254号「審理期日の延期依頼」（令和4年労第254号）	—	不開示部分なし	—	—	—
11	令和4年10月28日受付労保会収第254号「審理期日の延期依頼」（令和4年労第254号）	—	不開示部分なし	—	—	—
12	令和4年10月31日受付労保会収第254号「審理期日の延期依頼」（令和4年労第254号）	—	不開示部分なし	—	—	—
13	令和4年11月1日付け労保会収第254号「委任状」（令和4年労第254号）	—	不開示部分なし	—	—	—
14	審査資料集（事件プリント）（令和4年労第254号）	—	不開示部分なし	—	—	—

15	審査資料集（事件プリント）原本 （令和4年労第254号）	①157 頁、16 1頁、1 63頁	住所	2号	3	全て
		②157 頁、16 1頁、1 63頁	電話番号	2号	4	全て（1 63頁の 自宅電話 番号を除 く。）
		③157 頁、16 1頁、1 63頁、 165頁	自賠責保 険の証明 書番号	2号	5	全て
		④157 頁、16 7頁	自賠責保 険の契約 者住所	2号	6	全て
		⑤157 頁、16 3頁、1 67頁	対人賠償 保険の証 券番号	2号	7	全て
		⑥161 頁、16 3頁	生年月日 のうち月 日	2号	8	全て
		⑦161 頁、16 3頁	自動車登 録番号	2号	9	全て
		⑧163 頁	郵便番号	2号	1 0	全て
		⑨163 頁	電話番号	2号	1 1	全て
		⑩163 頁	免許証番 号	2号	1 2	－
		⑪163 頁	印影	2号	1 3	－
		⑫163 頁	印影	2号	1 4	－

		⑬ 1 6 5 頁、1 6 7 頁	印影	2 号	1 5	—
		⑭ 1 6 7 頁	保険会社 事故番号	2 号	1 6	—
1 6	調書（令和 4 年労 第 2 5 4 号）	—	不開示部 分なし	—	—	—
1 7	令和 4 年 1 1 月 1 8 日付け労保会収 第 2 5 4 号「労働 保険再審査請求事 件に関する審理資 料の提出について （依頼）」（令和 4 年労第 2 5 4 号）	—	不開示部 分なし	—	—	—
1 8	丁 1 号証（送付時 の封筒・送付状 他）（令和 4 年労 第 2 5 4 号）	① 3 頁	印影	2 号	1 7	—
1 9	丁 1 号証（診療 録）（令和 4 年労 第 2 5 4 号）	① 5 頁、 1 9 頁、 2 5 頁、 2 7 頁、 2 9 頁、 1 2 3 頁	印影	2 号	1 8	—
		② 1 1 頁、1 9 頁、2 7 頁、7 3 頁、1 1 1 頁	印影	2 号	1 9	7 3 頁及 び 1 1 1 頁
		③ 1 1 頁、1 9 頁	印影	2 号	2 0	—
		④ 1 1 頁	印影	2 号	2 1	—

		⑤ 3 7 頁	法人の印影	3 号イ	2 2	—
		⑥ 3 7 頁	氏名	2 号	2 3	全て
		⑦ 3 7 頁	印影	2 号	2 4	—
		⑧ 4 1 頁、5 5 頁、1 3 1 頁、1 3 5 頁、 1 3 9 頁、1 4 9 頁、1 5 9 頁	法人の印影	3 号イ	2 5	—
		⑨ 4 1 頁、5 5 頁、5 7 頁	医師の意見	7 号柱書き	2 6	—
		⑩ 4 3 頁、5 1 頁	医師の意見	7 号柱書き	2 7	—
		⑪ 4 7 頁	医師の意見	7 号柱書き	2 8	—
		⑫ 4 9 頁	医師の意見	7 号柱書き	2 9	上から 5 つめの欄 の 3 行目 1 4 文字 目ないし 3 4 文字 目
		⑬ 1 1 1 頁	印影	2 号	3 0	全て
		⑭ 1 1 1 頁	印影	2 号	3 1	全て
		⑮ 1 2 3 頁	印影	2 号	3 2	—

		⑯ 1 3 5 頁、1 5 5 頁	法人の口 座情報	3 号イ、 5 号	3 3	—
		⑰ 1 3 5 頁、1 3 7 頁、1 5 5 頁、 1 5 7 頁、1 6 5 頁	法人の口 座情報	3 号イ、 5 号	3 4	—
		⑱ 1 3 5 頁、1 3 7 頁、1 4 9 頁、 1 5 9 頁	印影	2 号、3 号イ、5 号	3 5	—
		⑲ 1 4 9 頁、1 5 1 頁、1 6 1 頁、 1 6 3 頁	医師の意 見	7 号柱書 き	3 6	—
2 0	丁 1 号証（レント ゲン写真データ） （令和 4 年労第 2 5 4 号）	—	不開示部 分なし	—	—	—
2 1	裁決書の謄本及び 写の送付について （令和 4 年労第 2 5 4 号）	—	不開示部 分なし	—	—	—
2 2	裁決書（令和 4 年 労第 2 5 4 号）	—	不開示部 分なし	—	—	—
2 3	郵便物等配達証明 書（令和 4 年労第 2 5 4 号）	—	不開示部 分なし	—	—	—

（注）当審査会事務局において、軽微な誤字等を修正し、該当箇所の記載方法を整理した。